

ネーミングライツ・パートナー募集
(東浦町文化センター、東浦町勤労福祉会館及び三丁公園) について

【目的】

自主財源確保の観点から施設を有効活用し、得られた収入をその維持経費に充当することを目的に、町の所有する施設に愛称（事業者名又はブランド名等）を付けることができる権利（以下、「ネーミングライツ」という。）を取得する事業者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）を新たに募集します。

【内容】

以下の対象施設のネーミングライツ・パートナーを募集します。

施設名称	ネーミングライツ 付与期間	公募開始価格（下限額） ※税抜価格	施設所管課
東浦町文化センター	5 年	50 万円／年	生涯学習課
東浦町勤労福祉会館		30 万円／年	商工振興課
三丁公園		30 万円／年	公園緑地課

【応募資格】

事業者のみ

【募集期間】

令和6年11月20日（水）～令和6年12月24日（火）午後4時（必着）

【応募方法】

必要書類を揃えて、施設所管課へ持参又は郵送

【募集終了後のスケジュール（予定）】

ステップ	予定日
1 応募結果の通知及び優先交渉権者の公表	1 月下旬
2 優先交渉権者との協議	1 月下旬～2 月中旬
3 ネーミングライツ・パートナー契約締結	2 月中旬
4 住民や利用者等への周知	3 月中
5 愛称の使用開始	4 月 1 日（火）